

日本産業衛生学会が組織として関与する事業における COI 管理の考え方

1. 理事会等で、本学会が組織として関与することが確認された事業（以下、当該事業）については、「産業衛生に関する調査研究等における利益相反に関する規程」第2条2に従い、同規定による利益相反マネジメントの対象とする。
2. 委員会活動に関する利益相反マネジメントと同様に、当該事業を担当する委員会、部会等、あるいは研究班は、1の事業活動に関する利益相反マネジメントポリシーを策定し、利益相反に関する委員会があらかじめ確認する。
3. 当該事業の構成員は、同ポリシーに基づき、「産業衛生に関する調査研究等における利益相反に関する細則」に従って、必要に応じて、利益相反の自己申告を理事長に対して行う。提出する構成員は、会員、非会員を問わない。
4. 利益相反に関する委員会は、提出された申告書を審査し、結果を理事長に報告する。理事長は、COIに懸念が生じた場合には、COI委員会に諮問し答申を得た上で、必要な対応を行う。
5. 組織 COI（特定企業から高額の寄附金が学会に提供されたり、特定の薬剤等に関わる契約がなされたり、あるいは学会運営において企業との共催セミナーなど経済的関係がある場合。また、ガイドライン策定に係る事業においては、これに関わる学会役員が関連企業と深刻な COI 関係がある場合）についても、理事長は、適切に管理、開示を行う。
6. 上記について、理事長が当事者となる場合には、他の業務執行理事が役割を担う。

以上